

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	福祉情報システム 教育・保育給付等事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、福祉情報システムの教育・保育給付等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和3年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育給付等事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育給付認定及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育の利用に係る事務を行う。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の8及び94の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>1. 本人確認事務</p> <p>・申請を行う保護者及び当該申請に係る小学校就学前子どもの個人番号確認と身元(実存)確認</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたり教育・保育給付認定及び保育利用の申請受付にあたっては、個人番号の記入により、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p> <p>2. 世帯所得等確認事務</p> <p>(1)利用者負担額決定のための世帯所得額の確認等</p> <p>①教育・保育給付認定にあたり決定する利用者負担額は、認定保護者と同一の世帯に属する者の市民税額に基づき 決定することとされているため、該当する者の市民税額を確認するにあたり、個人番号を利用した事務を行う。</p> <p>②利用者負担額は、同一の世帯に属する子どもの数も考慮することとされているため、該当する者の確認において、個人番号を利用した事務を行う。</p> <p>③生活保護世帯あるいは中国在留邦人自立支援法の支援給付を受けている者(以下単に「被保護世帯」という。)、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)の属する世帯における利用者負担額は、当該事由を考慮することとされているため、該当する者の当該事由の確認において、個人番号を利用した事務を行う。</p> <p>(2)世帯状況の確認</p> <p>・また、教育・保育給付認定において保育を必要とする認定を行い、又、利用調整及び要請を行うにあたっては、家庭において必要な保育を受けることが困難である理由に基づき行うこととされているため、被保護世帯、母子・父子世帯又は在宅障害児(者)の属する世帯などにおいて世帯に属する者のうち状況の確認が必要な者について、個人番号を利用した事務を行う。</p>
③システムの名称	福祉情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
教育・保育給付等児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の8及び94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 法令上の根拠がないことから、教育・保育給付等事務に係る情報提供は実施しない
	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の13、16及び116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局 幼保事業課
②所属長の役職名	こども家庭局 幼保事業課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市市長室 広報戦略部市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸市こども家庭局幼保事業課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館8階) 電話番号:078-322-6923

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

